

意匠分類記号	意匠分類の名称
D 6 - 5 3	壁取付け棚

対応する旧意匠分類		移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品
D 1 - 2 3 0	全	壁掛け棚等
D 1 - 2 3 1	全	壁掛け棚
D 1 - 2 3 1 A	全	壁掛け棚(箱型)
D 1 - 2 3 1 B	全	壁掛け棚(棚板型)
D 1 - 2 3 1 C	一	壁掛け棚(水切り型)
D 1 - 2 3 1 D	一	壁掛け棚(容器型)
D 2 - 3 9 0	一	テーブル、机、カウンター等部品及び付属品
D 2 - 5 3 6	全	つり戸棚
D 2 - 5 3 7	全	洋酒棚及び調味料棚

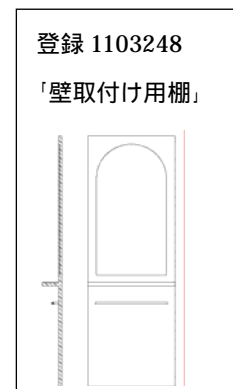
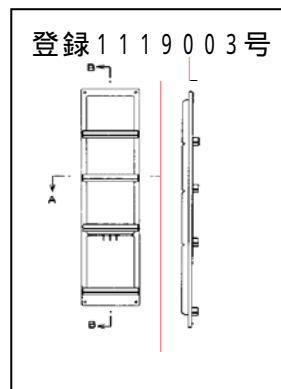
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
L 3 - 2 0 2 9	住宅衛生設備室構成体

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
壁掛け棚	つり棚	調味料棚
つり戸棚		

定義

- ・直接または取り付け具を介して壁に取り付けて使用する収納棚を分類する。
- ・壁面埋込棚、洗面室用(トイレ、浴室用)も含める。
- ・壁面上部等から吊り下げ壁面に接して設置するものも含める。
- ・形態上の主な特徴として次のいずれかに該当することが基本であるが、棚板が長い等の大型も含める。
 収納空間を形成するパネル状の枠を有する。
 扉等を有する。
 背板を有する。
 棚部が平らな板状で多段の構成。



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

- ・小型の水切り状・皿状・容器状の壁取付棚等(浴室用のシャンプー容器置き、台所周りの洗剤・たわし置き、引っ掛けタイプの鉄線構成の小物整理用等)は、D6 - 20に分類する。
- ・特定の物品名がなくても、形態的に厨房の特定容器・器具を保持することが明確なものはC5 - 5代。(厨房まわりで使用するものであっても、水平面に汎用的に物品を載置しうる形態のものはD6。)
- ・浴室壁取付収納棚、浴室用整理棚等については、鏡、蛇口、照明等を併い付加的に棚が付いている程度のもはL3 - 2029。壁パネル部を有した壁体の規模のものはL3 - 2029へ。

分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

壁取付け小型整理用具との区分けは、おおよそ次の指標により判断する。

- ・全体が箱状で収納部が平板棚板のもの、及び、扉付き収納部を有するものは、この分類。
- ・棚部が3段以上か棚全体が縦長で、載置部(棚部)が上面開口容器状でないものは、この分類。
- ・棚部が1～2段の場合、棚板の上面が平板状で略長方形のものはこの分類で、上面に凹凸ありか変形のものD6 - 20。
- ・棚部が1～2段で鉄線構成型等の場合、棚受け具に引っ掛ける部分が一体状に形成されているものはD6 - 20。
- ・棚のみの機能しか持たない汎用的な浴室用壁取付収納棚(一枚のもの)は、取り付ける対象が浴室の壁であるか他の浴室を構成するものであるかを問わずD6 - 53(CB)を付与する。

過去に分類した物品の名称

壁掛け棚	つり棚	調味料棚